

令和8年

第24回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和8年2月27日（金）

伊勢原市農業委員会

## 第24回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和8年2月27日（金）午前10時20分から11時45分まで

2 開催場所 伊勢原市文化会館 展示室

3 委員在任定数 9名

1 梶 政博	6 田中 真紀子
2 重田 千秋	7 麻生 伸一
3 古屋 幸男	8 越水 一雄
4 今井 恵美子	9 大木 克美
	10 鈴木 雅之

4 出席委員数 8名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）

5 欠席委員 古屋 幸男

6 署名委員 今井 恵美子  
田中 真紀子

7 議長 鈴木 雅之

8 事務局職員出席者

田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫

9 傍聴者 なし

10 審議事項

(1) 報告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 議案

第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について  
第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について

11 審議内容 (開会 午前10時20分)

- [事務局] 在任定数9名、出席委員8名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第24回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
- [議長] 本日の審議事項は、報告3件、議案5件の計8件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。報告第1号のとおり、伊勢原地区で2件、高部屋地区で1件、比々多地区で3件、成瀬地区で2件、大田地区で1件の計9件の届出を受理しました。
- なお、報告第1号の3、8及び9において、第三者への斡旋希望がありました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
- 報告第2号のとおり、伊勢原地区で4件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の計6件について、専決処分により届出を受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
- 報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で3件、計5件の証明願いがありました。
- 報告第3号の1について、対象農地は下糟屋字上砂田に14筆、沼目字配合に2筆、合計16筆、面積は8,197平方メートルです。

1月14日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び耕運管理が確認されました。

1月16日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の2について、対象農地は上平間字俵本前に3筆、同字松崎に5筆、同字松前崎に4筆、同字上郷前に1筆、同字木之下に1筆、同字善光に6筆、同字大原に1筆、同字長久保に1筆の合計22筆、証明面積は10,974平方メートルです。

2月5日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び水田の耕運管理が確認されました。

2月10日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の3について、対象農地は下糟屋字上砂田に1筆、上谷字前田に2筆、同字島合に8筆、同字反町に4筆、同字下西川に3筆、沼目字五反地に2筆の合計21筆、面積は13,152平方メートルです。

2月5日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び水田の耕運管理が確認されました。

2月17日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の4について、対象農地は下糟屋字長尾縄に1筆、下谷字中才に3筆、小稲葉字大上に4筆、同字畠合に5筆、同字大田に4筆、同一ツ橋に5筆、同字長橋に1筆、同字七曲に2筆の合計25筆、面積は19,696平方メートルです。

2月12日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び水田の耕運管理が確認されました。

2月17日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の5について、対象農地は池端字下中澤に1筆、同字宮下に5筆、同字東池田に4筆、同字五反地に3筆、下糟屋字塚越に1筆、沼目字砂田に4筆、同字澤尻に4筆、沼目一丁目に2筆の合計24筆、証明面積は13,975平方メートルです。

2月12日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び水田の耕運管理を確認しています。

2月17日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が対象農地全ての利用状況等を確認し、税務署に提出するものです。

議案第1号のとおり、平塚税務署から比々多地区で1件の確認依頼がありました。

議案第1号の1について、対象農地は坪ノ内字大神山に1筆、同字亀甲澤に3筆、同字入道谷に1筆、同字楠平に2筆、合計7筆、5,129平方メートルです。

2月3日に地区担当委員と事務局との現地調査により、農地転用の事実もなく、果樹の作付けを確認したことから、利用状況の区分を自ら所有し、自ら農地として使用しているに該当するものと考えます。

[議長] 議案第1の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。比々多地区。

[地区担当委員]  
(比々多地区) 2月3日に現地確認しました。圃場は非常にきれいに整備されており、みかんも選果所に出荷され販売実績もあります。問題ないものと考えます。

[議長] 審議に入ります。

議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおりとする」こととします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち議案第2号の2及び2号の3については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、関係する委員1名は一時退室をしてください。

【 関係する委員（1名）一時退出 】

議案第2号の2及び2号の3について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。

議案第2号のとおり、比々多地区で3件、成瀬地区で1件、大田地区で4件、計8件の申請がありました。

議案第2号の2及び2号の3について、賃貸借の案件となります。また、借受人が同じ者であることから一括で説明します。

申請地は、議案第2号の2が串橋前田の7筆、同字石橋で1筆の計8筆、面積は5,341平方メートルです。また、議案第2号の3が、串橋字前田の1筆で、面積は703平方メートルです。

借受人は、法人であり新規参入のため、賃貸借を行います。

2月17日に地区担当委員と事務局にて現地調査を行いました。

借り受ける農地にすべてにおいて、貸付人が野菜の作付けを行っていることを確認しています。

農地法3条の要件について説明します。

借受人の法人は、農地所有適格法人以外の法人による賃借権の設定となります。

農地法第3条第2項第2号の規定では、農地所有適格法人以外の法人が所有権や賃借権を取得しようとする場合、許可をすることができません。ただし、農地法第3条第3項の規定では、次の要件の全てを満たすときは、先ほどの規定にかかわらず、許可することができるとされています。

全部効率利用要件、地域との調和要件については、3条所有権移転と同様です。

一つ目の要件として、権利取得しようとする者がその取得後においてその農地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二つ目の要件として、権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三つ目の要件として、権利取得しようとする者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち、一人以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。

以上の要件を満たす場合に、認めることとされています。

本件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、業務執行役員が所有するトラクター、管理機などを使用することから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「地域との調和要件」については、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

法人の参入要件について説明します。

要件1「貸借契約に、農地を適切に利用しない場合に契約を解除する規定が盛り込まれているか」については、契約書案により、同規定を確認しています。

要件2「地域における適切な役割分担の元に農業を行うこと」については、確約書により周辺農家との協調や共同作業を行うことについて確約しています。

要件の3「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上耕作の事業に常時従事すること」については、従事者として、業務執行役員1人が常時従事することとなっています。

[議 長] 議案第2号の2及び2号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 役員がお若く、これから農業経営を続けていく上で、今回の様な手段(比々多地区)をするのも、農地を残していく上では大事ではないかと思われま

[議 長] 審議に入ります。

議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議 長] 議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。

事務局は、関係する委員1名を入室させてください。

【 関係する委員(1名)入室 】

議案第2号の1、議案第2号の4から2号の8までについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

議案第2号の1、申請地は、三ノ宮字下尾崎の2筆、面積は3,113平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

2月18日に地区担当委員と事務局で現地調査を行いました。併せて事務局にて市外に所有する農地及び機械の状況を確認しています。

現在、譲受人は、市内に畑を約44アール所有し、また、市外にも農地を約60アール所有してオリーブを栽培しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、草刈り機のほか、収穫用の昇降機や剪定枝の粉碎機などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も4年あります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第2号の4について、申請地は東富岡字田切の1筆386平方メートルです。

既に譲受人は当該申請地を管理してきた経過もあったことから、有償での所有権移転に至ったとのことです。

2月20日に地区担当委員と事務局にて現地調査を行いました。

譲受人は、畑を約1ヘクタール、田を20アール所有し、露地野菜の生産や稲作を行っています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスターなどの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその姉を合わせて、農作業に常時従事しており、農業経験も5年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」については、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第2号の5について、申請地は下谷字角池の4筆、面積は1,483平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

2月20日に地区担当委員と事務局で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内に畑や田を約2.8ヘクタール所有、1.3ヘクタールを借受け、米や露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件については、

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、田植機、コンバイン、管理機、ローダーなどの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も15年あります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるということです。

議案第2号の6について、申請地は下谷字前河内の1筆、面積は923平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

2月19日に地区担当委員と事務局で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内に畑や田を約1.6ヘクタール所有し、1.9ヘクタールを借受け、米や露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、田植機、コンバイン、管理機などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその妻が農作業に常時従事しており、農業経験も30年あります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるということです。

議案第2号の7及び8について、譲受人が同一者であることから一括で説明します。申請地は、第2号の7が沼目字配合の1筆で、面積は627平方メートル、第2号の8が沼目字砂田の1筆、沼目字配合の1筆、計2筆で面積は2,918平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

2月19日に地区担当委員と事務局で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内に畑や田を約1.5ヘクタール所有し、米や露地野菜を栽培しています。また、平塚市に19アール、厚木市に15アール所有しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、田植機、コンバイン、管理機などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその妻が農作業に常時従事しており、農業経験も28年あります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(比々多地区) 2月18日に事務局と、23日に地区担当委員全員で現地確認しました。譲受人は80代の高齢者で入り作でもあり心配の向きもありますが、現に綾瀬市内でオリーブ園を経営しており、オリーブオイルの販売実績もある中での経営規模拡大となります。

耕作が難しい譲渡人の状況を踏まえると、所有権移転が好ましいと考えます。

[議長] 審議に入ります。

議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第2号の4について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(成瀬地区) 事務局及び譲受人を交えて、現に所有・借受けしている農地及び申請農地を確認しました。譲受人は相模原在住ですが、近隣に住む親族と一緒に耕作されており、きちんと農地管理されております。申請地は田ですが、これまでの実績からも問題ないと考えます。

[議長] 審議に入ります。  
議案第2号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【質疑なし】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の4について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】  
挙手全員。よって、議案第2号の4については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第2号の5について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(大田地区) 2月20日に事務局と、22日に地区担当委員3名で現地確認しました。譲受人は大田地区の中でも大規模な農業者であり、これからも拡大していく意向も持たれており、これまでの実績からも今回の農地取得は問題ないと思います。

[議長] 審議に入ります。  
議案第2号の5について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【質疑なし】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の5について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】  
挙手全員。よって、議案第2号の5については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第2号の6について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(大田地区) 2月19日に事務局と、26日地区委員3名と現地確認しました。

譲受人は、かなり大きく稲作をやられている方で、周囲の田を所有しており集積化として取得されるものです。設備所有も含め問題ないと思います。

[議 長] 審議に入ります。  
議案第2号の6について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の6について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第2号の6については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議 長] 議案第2号の7及び第2号の8について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(大田地区) 2月19日に事務局と譲受人と、22日に地区担当委員3名で現地確認しました。70代後半と高齢ですが農業経営を一生懸命やっている方であり、ご夫婦での直売場出荷など今日においても実績があります。

[議 長] 審議に入ります。  
議案第2号の7について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の7について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第2号の7については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議 長] 議案第2号の8について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の8について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第2号の8については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第3号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地法第30条第1項の利用状況調査において、「再生利用が困難な農地」については、国からの通知により「非農地」とする判断を農業委員会で行うこととされています。

「非農地」として判断するには、農地利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であり、農地利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、「①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」と、「②その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の何れかに該当するものが対象となります。

議案第3号のとおり、対象地は所有者9名の24筆、合計面積11,958平方メートルです。

議案第3号のA1からA12までについて、対象地は子易字大アラクの12筆、合計面積は3,721平方メートルです。

1月7日に地区担当委員4名と事務局で現地調査しました。何れの農地も木が生い茂り、周囲が山林若しくは隣接しており、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要します。また、進入路がない若しくは通路が狭いことから、重機の搬入が困難です。

議案第3号のB1及びB2までについて、対象地は子易字白ハズの2筆、合計面積は1,820平方メートルです。

1月7日に地区担当委員4名と事務局で現地調査しました。

何れの農地も樹木が生い茂り、山林に囲われており、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要します。また、進入路もないことから、重機の搬入が困難です。

議案第3号のC1からC6までについて、対象地は子易字スワウラの6筆、合計面積1,396平方メートルです。

1月7日に地区担当委員4名と事務局で現地調査しました。

何れの農地も樹木が生い茂り、山林に囲われており、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要します。また、進入路がない若しくは通路が狭いことから、重機の搬入が困難です。

議案第3号のD1からD3までについて、対象地は日向字高橋の3筆、合計面積2,855平方メートルです。

1月7日に地区担当委員4名と事務局で現地調査しました。

何れの農地も樹木が生い茂り、山林に囲われており、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要します。また、進入路がないことから、重機の搬入が困難です。

議案第3号のE1について、対象地は三ノ宮字梅ノ木澤の1筆、合計面積2,166平方メートルです。

1月9日に地区担当委員5名と事務局で現地調査しました。

何れの農地も樹木が生い茂り、山林に囲われており、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要します。また、急傾斜であり、通路が狭いことから重機の搬入困難です。

[議 長] 議案第3号のA1からA12までについて、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 事務局説明のとおり、周辺も含め森林化しており10年近くは全然手が入ってないと思われます。非農地判断は妥当と考えます。

[議 長] 議案第3号のA1からA12までについて、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号のA1からA12までについて、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号のA1からA12までについて、「原案のとおり認める」こととします。

[議 長] 議案第3号のB1及びB2までについて、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 軽トラック1台が入るような道から、ひと一人が歩けるような幅の山道を登って、たどり着く山の中腹にある場所です。柑橘類が7、8本植わっておりますがここ数年、収穫も手入れがされてないと思われる状態です。またシノダケも繁茂しています。

[議 長] 議案第3号のB1及びB2までについて、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号のB1及びB2までについて、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号のB1及びB2までについて、「原案のとおり認める」こととします。

- [議 長] 議案第3号のC1からC6までについて、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) もう10年以上ですね、手が入っておらず森林化している状態です。
- [議 長] 議案第3号のC1からC6までについて、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号のC1からC6までについて、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号のC1からC6までについて、「原案のとおり認める」こととします。
- [議 長] 議案第3号のD1からD3までについて、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 周囲は山林であり、仮にここを大型重機により農地復元したところで、日当たりは悪いし、耕作に適さないと思います。
- [議 長] 議案第3号のD1からD3までについて、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号のD1からD3までについて、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号のD1からD3までについて、「原案のとおり認める」こととします。
- [議 長] 議案第3号のE1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]  
(比々多地区) 耕作に適さない土地として、長く荒廃化がされたと思われる。  
これから改めて開墾したとしても耕作適地にはならないと思われる。
- [議 長] 議案第3号のE1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号のE1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号のE1について、「原案のとおり認める」こととします。

- [議長] 議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を経過したとき、又は主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが出来るとされており、その場合この証明の添付が必要となります。
- 議案第4号のとおり、比々多地区で1件の証明願いがありました。
- 議案第4号の1について、対象の生産緑地は、串橋字木ノ元の畑、面積839平方メートルです。
- 2月17日に地区担当委員と事務局で現地調査を行いました。梨の棚と雌竹の繁茂と一部刈取り跡が確認されました。
- 全体として手入れが行き届いておらず、農業継続は困難なことから生産緑地解除の申出がされています。
- 2月24日に地区担当委員より連絡があり、竹藪の状況では問題があるとの指摘を受け、申請者に連絡したところ、竹は伐採しますとの回答を受けています。
- [議長] 議案第4号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員  
(比々多地区)] 現地確認したところ、竹が繁茂した状況でしたので伐採頂きたいと意見しました。
- [議長] 議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決いたします。
- 議案第4号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第4号の1について、「原案のとおり証明する」こととします。
- [議長] 議案第5号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

このことから、同法第18条第11項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。

議案第5号のとおり、農業委員会に申し出のあった伊勢原地区で7件、高部屋地区で12件、比々多地区で7件、成瀬地区で9件及び大田地区で6件の計41件の貸借に対し、促進計画を定めることの審議をお願いします。

なお、今回申出のあった41件すべて、契約の開始年月日は令和8年5月1日からとなります。

議案第5号伊-1は、池端字下中澤に3筆、合計1,498平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号伊-2は、池端字五反地に7筆、合計3,815平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は10年間です。

議案第5号伊-3は、岡崎字大割に1筆、614平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号伊-4は、岡崎字大割に1筆、987平方メートルを賃貸借するもので、設定期間5年間です。

議案第5号伊-5は、岡崎字大割に1筆、833平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号伊-6は、岡崎字野陣に1筆、876平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号伊-7は、岡崎字矢羽根に2筆、合計1,041平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は1年間です。

議案第5号高-1は、上粕屋字川上下に3筆、合計5,468平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は2年間です。

議案第5号高-2は、上粕屋字川上に2筆、合計1,972平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高-3は、西富岡字九澤に1筆、1,521平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高-4は、西富岡字九澤に2筆、合計2,241平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高-5は、西富岡字九澤に1筆、日向字南新田に1筆、合計2筆、2,923平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号高-6は、日向字北新田に2筆、合計2,875平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高一7は、日向字原田に1筆、806平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高一8は、日向字原田に1筆、1,057平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高一9は、日向字落合に2筆、合計1,389平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高一10は、日向字落合に2筆、1,992平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高一11は、日向字落合に1筆、1,172平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号高一12は、日向字落合に1筆、928平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号比-1は、串橋字中瀬に3筆、合計2,871平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は1年間です。

議案第5号比-2は、串橋字石橋に2筆、合計968平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は2年間です。

議案第5号比-3は、笠窪字追瀬戸に1筆、829平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号比-4は、善波字奥西玉に2筆、合計1,088平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は1年間です。

議案第5号比-5は、三ノ宮字上木津根に1筆、991㎡を使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号比-6は、三ノ宮字中谷戸に1筆、1,753平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号比-7は、三ノ宮字中谷戸に1筆、668平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は10年間です。

議案第5号成-1は、下糟屋字前田に3筆、同字下中沢に4筆、合計2,479平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号成-2は、下糟屋字下中沢に1筆、555平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号成-3は、下糟屋字下中沢に1筆、2,048平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号成-4は、東富岡字下中田に2筆、合計1,390平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号成-5は、粟窪字四石田に3筆、合計653平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号成-6は、高森字北清水に4筆、合計1,469平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号成-7は、高森字宮ノ下に2筆、合計3,010平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は10年間です。

議案第5号成-8は、見附島字西谷原に1筆、899平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号成-9は、見附島字西谷原に1筆、991平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号大田-1は、小稲葉字大上に2筆、同字八ツ田に1筆、同字畠合に3筆、合計3,564平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号大田-2は、小稲葉字畠合に7筆、合計1,474平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は5年間です。

議案第5号大田-3は、小稲葉字鎗田に2筆、合計1,574平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号大田-4は、小稲葉字鎗田に1筆、同字谷塚に1筆、合計3,188平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は2年間です。

議案第5号大田-5は、小稲葉字下川内に2筆、合計978平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は3年間です。

議案第5号大田-6は、沼目字砂田に2筆、合計991平方メートルを賃貸借するもので、設定期間は5年間です。

全41件の申出について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

また、今回の申出のうち計画区域内の農地の貸借については、伊勢原市長より「地域計画の達成に資する」という回答を得ています。

[議 長] 審議に入ります。

議案第5号伊-1から大田-6までの計42件について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第5号伊-1から伊-7までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第5号伊-1から伊-7までについて、「原案のとおり要請する」こととします。

[議 長] 議案第5号高-1から高-12までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

- [議 長]       【挙手全員】  
              挙手全員。よって、議案第5号高-1から高-12について、「原案のとおり要請する」こととします。
- [議 長]       議案第5号比-1から比-7までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長]       【挙手全員】  
              挙手全員。よって、議案第5号比-1から比-7までについて、「原案のとおり要請する」こととします。
- [議 長]       議案第5号成-1から成-9までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長]       【挙手全員】  
              挙手全員。よって、議案第5号成-1から成-9までについて、「原案のとおり要請する」こととします。
- [議 長]       議案第5号大田-1から大田-6までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長]       【挙手全員】  
              挙手全員。よって、議案第5号大田-1から大田-6までについて、「原案のとおり要請する」こととします。
- [議 長]       すべての審議がおわりました。  
              以上を持ちまして、第24回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。
- 【11時45分 終了】